

「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業」実施要綱

1. 制度趣旨及び概要

国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業（以下「本事業」という。）は、海外の大学又は大学院（以下「大学等」とする。）を卒業又は修了した外国人留学生の日本企業への就職を促進し、もって国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図ることを目的とする。

そのため、国家戦略特別区域会議が、本事業とその実施区域について定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域を管轄する地方公共団体（以下「特区自治体」という。）から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）する、一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業等後から最大1年間に限り就職活動の継続のための在留資格「特定活動」を特例的に認めるものである。

2. 本事業の活用の要件

本事業においては、本邦の日本語教育機関を卒業等する外国人留学生が当該特例措置を受ける要件として、以下の要件を満たす必要がある。

（1）外国人留学生の要件

ア 海外の大学等を卒業又は修了し、学士以上の学位を取得していること。

イ 在籍していた日本語教育機関における授業の出席状況が良好であること。

ウ 就職活動を継続するための適切な経費支弁能力を有していること。

（日本語教育機関卒業等後の就職活動継続期間においても資格外活動は1週について28時間まで。インターンシップの場合などは、1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることも可能）。

エ 日本語教育機関に在籍している期間中から、日本企業への就職活動を行っていること。

オ 特区自治体の区域内を生活拠点とし、在籍していた日本語教育機関と卒業等後も定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況を報告するとともに、特区自治体等が行う外国人留学生の就職支援事業に関する情報提供を受けること。

カ 日本語教育機関を卒業等後も就職活動を継続することに関し、卒業等した日本語教育機関から推薦状を取得していること。

（2）日本語教育機関の要件

ア 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号。以下「留学告示」という。）別表第1の1の表に掲げる日

本語教育機関であること。

イ 直近3年間、地方出入国在留管理局から、日本語教育機関の告示基準（出入国在留管理庁、平成28年7月22日策定、令和元年8月1日一部改定）第一条第八号ニに規定された「適正校」である旨の通知を連続して受けていること。

ウ 職業安定法に基づく職業紹介事業の許可を取得又は届出を行っていること、又は、就職を目的とするコースを備えていること。

エ 在籍していた外国人留学生の日本企業への就職について適切な実績があること。

オ 本事業を活用する外国人留学生の就職支援のため、当該外国人留学生と卒業等後も定期的に面談し、就職活動の進捗状況の確認及び就職に係る情報提供を行うこと。その面談結果を特区自治体に報告すること。

カ 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るための特区自治体との連携が図られていること。

キ 卒業等後の就職活動継続期間内に就職が決定しなかった場合には、当該外国人留学生の帰国について適切な指導を行うこと。

(3) 特区自治体による日本語教育機関の確認

日本語教育機関が上記(2)の要件を満たすことについて特区自治体の確認を行い、確認証明書を発行すること。

3 確認証明書の交付

特区自治体は、日本語教育機関から本事業の日本語教育機関に係る要件に適合していることの確認を求める申請があった場合には、上記(2)の要件を満たしていることの確認を行い、当該要件を満たしている場合にはその旨を証明する確認証明書を交付すること。この確認証明書は、地方出入国在留管理局において、外国人留学生が日本語教育機関の卒業等後も就職活動を継続するために「特定活動」への在留資格変更許可を申請した場合の審査において、日本語教育機関が要件を満たしていることを判断するための資料となる。

当該確認証明書の有効期間は、交付の日から1年間とし、翌年度も本事業を活用する外国人留学生が想定される日本語教育機関は、翌年度に再度申請手続を行い、確認証明書を取得するものとする。